

## 千葉県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の19の2において準用する第21条の5の27及び第21条の5の28、第24条の39並びに第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

### (業務管理体制の整備)

第2条 障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、それぞれの事業ごとに、業務管理体制の整備を図るものとする。

### (検査対象事業者)

第3条 以下に掲げる障害福祉サービス事業者以外の県内に所在する障害福祉サービス事業者を対象とする。

- (1) 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの。
- (2) 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの
- (3) 当該指定に係る事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）が、二以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者及び指定医療機関の設置者
- (4) 指定都市、中核市及び我孫子市から指定を受けている指定事業所等であって、一の市の区域に所在するもの

なお、上記の区分は、障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて適用するものとする。

### (検査体制)

第4条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定権限を有する市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

### (検査等)

第5条 検査の実施に当たっては、次のとおり実施する。

1 検査の種類

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、検査対象のすべての障害福祉サービス事業者を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者に対し実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査

すべての事業者を対象として計画的に検査を実施することとし、毎年度末までに翌年度の実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者に対し示すとともに、当該事業者の指定事業所等の指定権者に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

県等の監査等において、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合、当該障害福祉サービス事業者を検査対象とする。

(なお、この場合、指定権者と連携を図り、実施計画を策定するものとする。)

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1、2により、検査対象となる障害サービス事業者に対し、実施時期、検査担当職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない(通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。)

(3) 一般検査の実施

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により定期的に検査を実施する。

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)実施状況とその内容について、報告等を求める。

② 必要に応じて、障害福祉サービス事業者の従業者に出頭を求め、又は障害福祉サービス事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

③ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

(4) 特別検査の実施

- ① 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。
- ② 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。
- ③ 障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

(5) 検査における留意事項

① 身分を証明する証票の携帯

検査担当職員は、身分を証明する証票を携帯すること。

② 検査担当職員の心得

ア 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

イ 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

③ 検証

検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示した上で、障害福祉サービス事業者の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。

また、障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、障害福祉サービス事業者が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。

④ 立入検査終了手続

検査担当職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。

⑤ その他

被検査事業者の検査等に対する負担軽減を常に意識し、適切な見直しに努めること。

3 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、別紙様式4、5により期限を付して文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 障害福祉サービス事業者が3(1)②の命令に違反したときは、別紙様式6により文書で関係市町村長に通知するものとする。

(3) 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式7により求めのあった市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を関係市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

(情報管理)

第6条 検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

(その他)

第7条 県は、業務管理体制の検査の実施状況等について、別に定めるところにより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【別紙様式1】（一般検査実施通知）

障事第 号  
平成 年 月 日

法人名

代 表 者 名 様

千葉県知事

業務管理体制の整備に関する報告等の徴収について（通知）

今般、貴社（法人）に係る標記について報告等を求めることとしたので、通知します。

記

1 報告等の根拠規定

2 報告等の日時及び場所

3 検査担当者

4 提出書類

届出事項の内容について確認ができる書類

・業務管理体制の全体像

（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）

・法令遵守責任者の役割及びその業務内容

・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容※

（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

（※印は、義務付けされている事業者のみ。）

【別紙様式2】（特別検査実施通知）

障事第 号  
平成 年 月 日

法人名  
代 表 者 名 様

千葉県知事

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

貴社（法人）に係る標記検査を実施することとしたので通知します。

記

- 1 立入検査の根拠規定
- 2 立入検査の日時及び場所
- 3 検査担当者
- 4 立入検査の内容
  - （1）業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員）からの状況聴取）
  - （2）指定事業所の不正事案に関すること
- 5 準備する資料
  - （1）届出事項の内容について確認ができる書類
    - ・業務管理体制の全体像  
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
    - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
    - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
    - ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※
  - （※印は、義務付けされている事業者のみ。）
  - （2）不正事案発生の指定事業者に関するもの
    - （注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。  
また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

【別紙様式3】（改善指導通知）

障事第 号  
平成 年 月 日

法人名

代 表 者 名 様

千葉県知事

業務管理体制の整備にかかる検査結果について（通知）

今般、貴社（法人）に係る業務管理体制の整備について、平成●●年●月●日検査を実施したところですが、下記の事項について、改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、平成●年●月●日まで、文書で当職までご回答ください。

記

改善を要する事項

1 . . . . .

2 . . . . .

【別紙様式4】（改善勧告）

障事第 号

平成 年 月 日

法人名

代 表 者 名 様

千葉県知事

業務管理体制の整備について（勧告）

障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）（（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。））第●条の●第●項の規定に基づき、平成 年 月 日に実施した検査の結果、適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第●条の●第●項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第●項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同第●項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第●項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 平成 年 月 日

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 平成 年 月 日

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

(別添)

## 勧告事項改善報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

法人名

住 所

代表者名

印

(法人代表者印)

平成 年 月 日付け障事第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備 考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式5】（改善命令）

障事第 号  
平成 年 月 日

法人名  
代 表 者 名 様

千葉県知事

業務管理体制の整備について（命令）

障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）（（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。））第●●条の●第●項の規定に基づき、平成 年 月 日付け障事第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第●項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。また、この改善命令については、同条第●項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 平成 年 月 日

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 平成 年 月 日

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に千葉県知事に対し異議申立をすることができます。

(別添)

## 命令事項改善報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

法人名

住 所

代表者名

印

(法人代表者印)

平成 年 月 日付け障事第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を号記入すること。

【別紙様式6】（命令違反の通知）

障事第 号  
平成 年 月 日

関係市町村長 様

千葉県知事

命令違反の通知

標記について、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下法という。）（児童福祉法（昭和22年法律第164号））第●●条の●第●項の規定に基づき通知する。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 違反の内容

平成 年 月 日付け障事第 号による命令の違反

3 その他

本件は、法第●●条第●項の規定する義務に違反したものと認める。

よって、法第●条第●項第●号に該当する。

【別紙様式 7】（権限行使の通知）

障事第 号  
平成 年 月 日

権限行使を求めた  
市町村長 様

千葉県知事

権限行使の結果（通知）

標記について、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下法という。）（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第●●条の●●第●項の規定に基づき通知する。

記

- 1 検査実施事業者名  
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要等

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）  
法第●●条第●項及び法第●●条第●項に該当